

第2種 出席停止になる感染症について

速やかに、HR 担任へ連絡をして下さい。

登校する日に持参する書類は以下のとおりです。

- ・インフルエンザは 「 治癒報告書 」 (保護者記入)
- ・新型コロナウイルス感染症は「出席停止報告書」(保護者記入)
- ・上記以外の感染症は 「 治癒証明書 」 (医療機関記入)

第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭熱、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで

※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。(新型コロナウイルス感染症は適用外)

第3種 その他の感染症の出席停止について

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐために、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。

参照：学校において予防すべき感染症の解説（文部科学省）

出席停止の指示をするかどうかは以下のようになっていますので、まずは、HR 担任へご連絡をお願いします。

- ① 学校における感染症の発生・流行の状況等を考慮する。
- ② 学校長が学校医の意見を聞き、①と合わせて判断する。

第3種その他の感染症

感染性胃腸炎

溶連菌感染症

ウイルス性肝炎

伝染性紅斑

ヘルパンギーナ

マイコプラズマ感染症

手足口病

その他